消防危第 158 号 令和4年7月11日

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

ガソリンの容器詰替え時等における本人確認等の再徹底について

ガソリンスタンドにおいてガソリンを容器に詰め替えるときの本人確認等については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(令和元年 12 月 20 日付け消防危第 197 号)により、御協力をお願いしているところです。

昨年 12 月 17 日に大阪市北区において、多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことから、総務省消防庁と国土交通省では、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき防火・避難対策等について検討してきました。このうち、ガソリンの販売については、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用やガソリンを購入しようとする者に不審な点を感じた場合の警察への通報要領について、周知を図ることとされました。

貴団体におかれましては、加盟各社に対し、ガソリンを容器に詰め替えるときの本人確認等について改めて周知いただきますとともに、ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合の警察への通報要領についても併せて周知いただきますよう御協力をお願いします。

なお、このことについては、別添のとおり都道府県等に対しても通知しています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:岡田、北中、高野、日下、瀬濤 TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

# ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合の

## 110番通報要領

110番に通報し、応答した職員に、落ち着いて以下の内容を伝えてください。

### (1) 発生事案

ガソリン販売において不審な言動をとる客(不審者)がいたことを伝えてください。

## (2) 発生時刻

通報の〇分前等(〇月〇日 〇時〇分頃)

## (3) 発生場所

販売店舗の住所、名称を正確に伝えてください。

(4) 目撃内容(不審に感じた点)

通報に至った不審者の言動について、極力詳細に説明してください。

- 例:① 氏名、住所等の確認拒否
  - ② 使用目的の回答拒否、又は不明確
  - ③ 勝手に自分で携行缶に給油しようとした
  - ④ その他の挙動不審な行動 等

### (5) 不審者の情報

- ① 人物像(性別、年齡、服装、背格好、人数)
- ② 不審者の販売記録(過去のものを含む。)の情報(氏名、住所等)
- ③ 車両等(車種、色、ナンバー、立ち去った方向)

### (6) 通報者の情報

通報者の氏名、住所、連絡先等

消防危第 158 号 令和4年7月11日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

ガソリンの容器詰替え時等における本人確認等の再徹底について (通知)

ガソリンスタンドにおいてガソリンを容器に詰め替えるときの本人確認等については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(令和元年 12 月 20 日付け消防危第 197 号)及び「容器入りのままで販売されるガソリン等の適切な使用の確保等について」(令和 2 年 3 月 11 日付け消防危第 60 号)により、周知をお願いしているところです。

昨年 12 月 17 日に大阪市北区において、多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことから、総務省消防庁と国土交通省では、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき防火・避難対策等について検討してきました。このうち、ガソリンの販売については、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用やガソリンを購入しようとする者に不審な点を感じた場合の警察への通報要領について、周知を図ることとされました。

つきましては、貴管内の給油取扱所等のガソリン販売店における購入者に対する本人確認等について、改めて周知を図っていただくとともに、消防隊による見回りや立入検査の機会を通じて、適正な運用の徹底を図っていただきますようお願いします。

また、ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合の通報 について、別紙の通報要領により従業員への教育等を行い、適切な通報の実施に 努めるよう併せて周知を図っていただきますようお願いします。

なお、別紙の通報要領については、警察庁生活安全局に確認いただき了承済みである旨申し添えます。

また、このことについては、別添1、2のとおり、関係事業者団体に対しても周知を行っています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防

の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨を周知されますようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:岡田、北中、高野、日下、瀬濤 TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

# ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合の

## 110番通報要領

110番に通報し、応答した職員に、落ち着いて以下の内容を伝えてください。

### (1) 発生事案

ガソリン販売において不審な言動をとる客(不審者)がいたことを伝えてください。

## (2) 発生時刻

通報の〇分前等(〇月〇日 〇時〇分頃)

## (3) 発生場所

販売店舗の住所、名称を正確に伝えてください。

(4) 目撃内容(不審に感じた点)

通報に至った不審者の言動について、極力詳細に説明してください。

- 例:① 氏名、住所等の確認拒否
  - ② 使用目的の回答拒否、又は不明確
  - ③ 勝手に自分で携行缶に給油しようとした
  - ④ その他の挙動不審な行動 等

### (5) 不審者の情報

- ① 人物像(性別、年齡、服装、背格好、人数)
- ② 不審者の販売記録(過去のものを含む。)の情報(氏名、住所等)
- ③ 車両等(車種、色、ナンバー、立ち去った方向)

### (6) 通報者の情報

通報者の氏名、住所、連絡先等